



## 《会計・税務の知識》 会社法・改正法の施行近づく

### はじめに

平成26年6月27日に「会社法の一部を改正する法律」(以下、改正法という)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、整備法という)が公布されたのは記憶に新しいですが、施行予定日である平成27年5月1日が迫っております。

今回は、コーポレートガバナンス強化を図る当該改正の中から二点掘り下げてご説明します。

### 1. 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明

#### (1) 概要

改正法案から議論されていた社外取締役の選任義務は見送りとなったものの、上場会社等における社外取締役の選任を促進する為の措置が講じられました。

具体的には、監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)であって有価証券報告書の提出義務がある会社は、事業年度末日において社外取締役を置いていない場合に、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明する必要があります。

#### (2) 説明方法

社外取締役を置くことが相当ではない理由は、事業年度の末日に社外取締役が置かれていない場合は、事業報告への記載される必要があります(会施規124条2項)、定時株主総会での取締役による口頭説明がされる必要もあります(会法327条の2)。

その他、会社が株主総会に取締役選任議案を提出する場合において、当該議案に社外取締役の選任議案が含まれていない等の要件に該当する場合は、当該議案の取締役選任議案に係る株主総会参考書類においても当該理由を記載しなければなりません(会施規74条の2①)。

### 2. 社外役員の社外性要件の見直し

会社法では、一定の者はその会社の社外取締役及び監査役になる事ができないものと規定されています。当該社外性について、今回の改正では次のように要件の追加と緩和が行われます。

#### (1) 現行会社法での社外要件

現行会社法での社外要件により社外役員となれない者は、以下の通りです。

	社外取締役になれない者	社外監査役になれない者
当該会社	業務執行取締役、執行役、使用人 +過去にそうであった者	取締役、会計参与、執行役、使用人 +過去にそうであった者
子会社	業務執行取締役、執行役、使用人 +過去にそうであった者	取締役、会計参与、執行役、使用人 +過去にそうであった者

#### (2) 改正法による社外要件

改正法により、過去要件については緩和され、地位に関する要件は厳格化されます。当該改正法により社外役員となれない者は、以下の通りです。

	社外取締役になれない者	社外監査役になれない者
親会社等(※1)	取締役、執行役、使用人	取締役、執行役、使用人、監査役
兄弟会社	業務執行取締役、執行役、使用人	業務執行取締役、執行役、使用人
当該会社	業務執行取締役、執行役、使用人 +就任前10年以内にそうであった者	取締役、会計参与、執行役、使用人 +就任前10年以内にそうであった者
近親者(※2)	当該会社の取締役、執行役、重要な使用人、親会社等(※1)	当該会社の取締役、執行役、重要な使用人、親会社等(※1)
子会社	業務執行取締役、執行役、使用人 +就任前10年以内にそうであった者	取締役、会計参与、執行役、使用人 +就任前10年以内にそうであった者

(※1) …親会社以外に、会社の経営を支配している者(法人を除く)を含みます。

(※2) …近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族を指します。

①親会社の取締役、執行役又は使用人ではないこと②兄弟会社の業務執行取締役、執行役又は使用人ではないこと③取締役、執行役、重要な使用人又は親会社等の配偶者又は二親等以内の親族でないことなどが追加されるといった改正になっています。

#### おわりに

当該改正によりコーポレートガバナンス強化が期待されますが、内容は少々複雑です。

内容を理解する上で、参考にしていただければと思います。(担当:赤羽)